

## 令和3年度一般会計補正予算（8月専決）について

### 1 補正の概要及び専決理由

令和3年7月21日に福岡地方裁判所から訴状が送付され、本市に対して訴えの提起がなされたことが判明した。

本件は、建造物の撤去等を求めるとの訴えであり、応訴するとの判断に至った。

裁判所への答弁書提出期限は令和3年8月20日であり、訴訟代理人（顧問弁護士）と早期に本件に関する契約を締結するに当たり、予算を補正する必要があるが、定例市議会が開会しておらず、会議に付す時間的余裕がないことから、専決処分を行うもの

### 2 専決処分を行った日 令和3年8月6日

### 3 補正の内容

(1) 歳入歳出予算の計上はなし。

(2) 債務負担行為

訴訟代理人との契約に関して、契約期間は訴訟という性質上、明確な契約期限が設けられないため訴訟が完結するまでとするが、訴訟の完結が来年度以降になる可能性があるため、下記のとおり同契約に関する債務負担行為を計上するもの

事 項	期 間	限度額
事件番号 令和3年（ワ）第46号 建造物撤去土地明渡等請求事件に係る代理人に要する費用	事件が完結するまでの間	建造物撤去土地明渡等請求事件に係る代理人委託契約による額

### 4 その他

訴訟代理人に対する着手金等に関しては、予備費を充用して対応する予定